宇治市子育て世代包括支援センターについて

国の専門委員会によると、児童虐待による死亡事例のうち、O歳児の割合は44.0%を占めています。また、O日児の死亡事例は16.8%となっており、このうち、望まない妊娠が70.4%となっています。

さらに、死亡事例における、母子健康手帳未発行の割合は17.6%、妊婦健診未受診の割合は21.7%を占めています。

こうした状況から、児童虐待による死亡事例の背景としては、母親が妊娠期から悩みを 抱えていたり、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題が大きいことが考えられます。

こうした支援を要する妊婦等の情報を早期の段階から把握し、妊娠期から虐待のリスクに着目して、必要な支援につなぐことが重要であることから、国では、平成29年4月に母子保健法を改正し、妊産婦や乳幼児等の健診・保健指導は、児童虐待の予防や早期発見に資するものであることを留意するよう定め、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」について、平成32年度末までに全国展開を目指し、各種施策に取り組むことを示しました。

宇治市では、まず、平成29年4月に、母子保健業務を所管する保健推進課を、児童虐待業務を所管するこども福祉課と同じ福祉こども部へ移管し、また、こども福祉課の児童虐待担当を、ゆめりあうじから市役所本庁へ移転することで、両部門の連携の強化を図りました。

さらに、平成30年4月には、母子保健と子育て支援を所管する3課(こども福祉課・保育支援課・保健推進課)を総称する形で、「宇治市子育て世代包括支援センター」を設置し、これまで以上に、母子保健施策と子育て支援施策の所管課、関係機関が緊密に連携し、一体的な提供に取り組むことで、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を進めていくための体制整備をおこないました。

宇治市では、今後も引き続き、母子保健と子育て支援の連携を一層強化し、児童虐待の 未然予防と事象への迅速な対応に努めるとともに、妊娠から出産、子育てまでの切れ目の ない支援に取り組んでいきます。

以下は、平成30年度からのセンター設置に併せて新規・拡充事業として取り組んでいる 主なものをご紹介します。

【新規】妊婦面談事業の実施

(保健推進課)

妊娠期から出産、子育て期にわたる切れ目ない支援を行うにあたり、妊婦やその家族に 出産や子育てに明るい未来を感じてもらえるように、本市では下記のとおり、母子健康手 帳交付時に地区担当保健師を知ってもらい、安心して相談できる場の提供を目的とした「妊 婦面談事業」を開始します。

【開始時期】平成30年6月から 【対象者】本市に住民票のある妊婦及び配偶者や家族 【事業内容】

(1) 妊婦面談

母子健康手帳交付時、「宇治子育で情報誌」や本市オリジナルテキスト「あたらしい生命のために」などによる妊娠期から出産、子育て期に係る情報提供に加え、



新たに保健師による面談の機会を活用して、妊婦等の状況を継続的・包括的に把握します。

(2) 支援プランの作成

妊婦等の課題や支援ニーズに的確に対応するために、必要に応じて支援プランを 作成します。

(3) ネウボラセットの配付

本市の福祉の発展と充実のために寄せられた寄附金を原資とする「福祉未来基金」を活用し、フィンランド発祥の総合的な子育て支援サービスを意味する「ネウボラ」にちなんだ名称で、父子健康手帳や赤ちゃん用品などを「ネウボラセット」として配付します。



父子健康手帳



新生児用肌着



木のおもちゃ(いずれか選択)

【新規】「子育てパートナー職員」の養成

(こども福祉課・保育支援課・保健推進課)

職員に子育て支援事業に関する研修を実施し、市民からの相談対応時に、他課が実施する子育て支援事業についても、基本的な説明ができる「子育てパートナー職員」を養成することにより、窓口における市民サービスの向上を図ります。

【新規・再編】妊娠・産後支援事業の実施

(保健推進課)

妊娠・出産・子育でに関する悩みを専門職が傾聴し、妊娠期から母親に寄り添った相談支援が行えるよう、既存に実施していたパパママスタート事業(「パパママ教室」へ名称変更)と乳幼児相談事業を再編し、実施します。

パパママ教室は、妊婦面談事業の開始に伴い母子健康手帳の集団交付は廃止し、交流型のハッピーマタニティクラスの他3つの教室に再編しました。

また、妊娠中から産後おおむね6か月までの方を対象に、参加者交流型の形式を取り入れた「ママのためのおはなし会」を新規に実施します。

パパママスタート事業				
おいしい! たのしい! クッキング!	パパ出番ですよ 〜沐浴にチャレンジ〜	母子健康手帳GET記念日 ※産後のママのための 育児相談会を同時実施	乳幼児相談 事業	



妊娠・産後支援事業								
パパママ								
おいしい! たのしい! クッキング!	[再編]これで安心♪赤ちゃんのお世話体験	[再編] ハッピー マタニティ クラス	[拡充]産後のママのための育児相談会	乳幼児相談 事業	[新規] ママの ための おはなし会			

【新規】「保育コンシェルジュ」の配置

(保育支援課)

就学前児童の預け先に関する保護者からの相談に応じて、保護者ニーズと保育サービスを適切に結びつけるために、窓口での相談対応を行う職員を配置します。

平成30年4月現在、保育所・認定こども園の定員を実際の利用児童数が下回っている 状況ですが、依然として待機児童が発生している状況であり、定員に空きがある施設の 紹介・利用促進や代替サービスの紹介に努めることで、待機児童の解消を図ります。



宇治市 平成30年4月から

子育て世代包括支援センタ



妊娠、出産から子育てまで 切れ目のない 支援を目指して









妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に応じながら、妊産婦や乳幼児の状況を把握し、 関係機関との連携・調整を図りながら母子保健と子育て支援を一体的・包括的に支援 を行うことで、切れ目のないきめ細やかな支援を提供できる体制を構築します。



















宇治市子育て世代包括支援

こども福祉課



220-8733 ひとり親、子育て支援全般 こども家庭相談専用ダイヤル **239-9178**

子育てに関する悩み、 心配ごとの相談

保育支援課



保健推進課



妊娠、出産、母子保健全般

育児

妊娠に関する 普及 · 啓発

不妊治療助成

妊婦健診

妊婦訪問

乳児家庭 全戸訪問 妊婦歯科健診

新生児訪問

乳幼児健診

予防接種

乳幼児への家庭訪問

子育て支援策

保育所、認定こども園など

●病児保育●一時預かり

ファミリーサポートセンター ●その他子育て支援関連事業

産前・産後を通しての事業(パパママ教室・先輩ママや子育て経験者などによるおはなし会や育児相談会)

んな取り組みをします

6月より 開始予定

切れ目のない支援

行政や事業者が行っているサービスの一層の連携を 図ることで、体系的な支援となるよう努めます。

ワンストップでご案内

子育てパートナー職員が、子育て等に関する 様々な制度やサービスの概要をご説明でき るようにします。



いつでも相談

保健師、相談員が様々なご相談に応じます。 また、必要なサービス・支援制度をご提案し、 関係機関におつなぎします。





妊婦面談事業

妊婦さんの個別のニーズを把握し、 ご家庭に応じて支援します。

- 母子健康手帳交付時に…
- •保健師による面談を実施します。 • 「宇治市ママと赤ちゃんの応援シート」 を作成します。
- •ネウボラセットを贈ります。

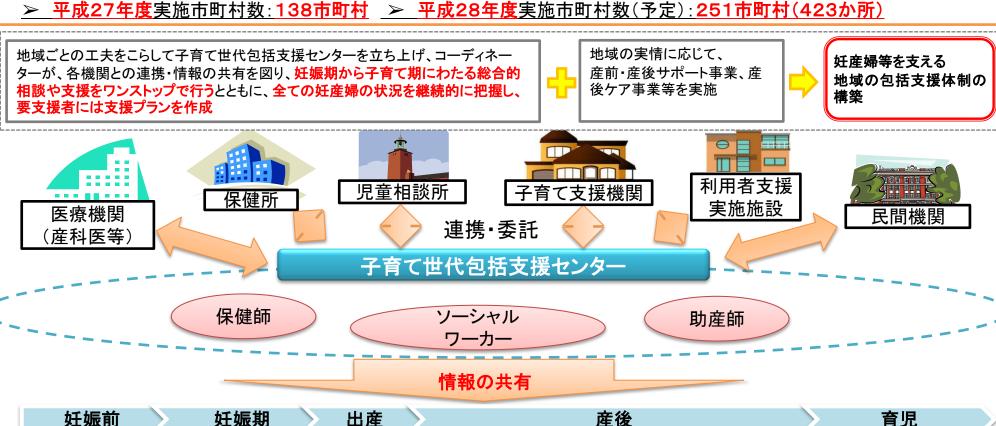
★ネウボラ(NEUVOLA)とは…

フィンランドにおける子育て支援のしくみ。 子どもと両親の安心できる人生を支えるため、相談 しやすいしくみを整えたり、赤ちゃん用品を贈呈 するなど、さまざまなサポートを行っている。



子育て世代包括支援センターの法定化・全国展開 [平成29年4月施行・母子保健法]

- 現状様々な機関が個々に行っている妊娠期から子育て期にわたるまでの支援について、ワンストップ拠点(子育て世代包括 支援センター)を立ち上げ、切れ目のない支援を実施。
- ワンストップ拠点には、**保健師、ソーシャルワーカー等を配置してきめ細やかな支援を行う**ことにより、地域における子育て世 帯の「安心感」を醸成する。
- 子育て世代包括支援センターを法定化し、おおむね平成32年度末までに全国展開を目指す。



産前・産後サポート事業(子育て経験者等の「相談しやすい話し相手」等による相談支援)

妊娠に関する 普及啓発

不妊相談

妊婦健診

両親学級等

乳児家庭 全戸訪問 事業

産後ケア事業(心身のケアや育児サポート等)

定期健診

予防接種

養子縁組

子育て支援策

- •保育所
- ・地域子育で支援拠点事業
- 里親乳児院
- ・その他子育て支援策

支援を要する妊婦等に関する情報提供

【平成28年10月施行・児童福祉法】

考え方

- 虐待による死亡事例における 0 歳児の割合は 4 割強を占める。
- 0歳児の死亡事例の背景として、<mark>母親が妊娠期から一人で悩みを抱えていること、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題等</mark>がある。



│支援を要する妊婦等を把握しやすい機関が、妊娠期から虐待リスクに着目し、市町村を通じ、支援に ○つなぐことが必要。

改正法による対応

- 支援を要する妊婦等(※)を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。
 - ※「支援を要する妊婦等」とは
 - ①特定妊婦:出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦 (望まない妊娠、若年の妊娠、精神疾患を有するなどの事情を有する妊婦)
 - ②要支援児童:保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童 (子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭・不適切な養育状態にある家庭等の児童)

<支援を要する妊婦と虐待による死亡事例の関連データ>

	0歳児(※1)	0日児 (※1)	母子健康手帳の未発行(※2)	妊婦健診の未受診(※2)
虐待による 死亡事例に おける割合	44.0%	16.8% (このうち望まない妊娠 の割合は 70.4%)	17.6%	21.7%

- ※1 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」第1次から第11次報告の累計(平成15年〜26年)
- ※2 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」第3次から第11次報告の累計(平成17年〜26年)

母子保健施策を通じた虐待予防等 【公布日施行・母子保健法】

現状

- 妊産婦や乳幼児等への健診・保健指導等を行う母子保健事業は、児童虐待の予防や早期発見に資す るものである。
- 母子保健法は、母性及び乳幼児の健康の保持増進を図ることを目的とする法律である。



母子保健法に基づく 母子保健事業





発生予防

早期発見

に資することの明確化



母子保健事業の実施を 通じた児童虐待の発生 予防・早期発見の実現

考え方

○ 母子保健事業が児童虐待の予防や早期発見に資するものであることが母子保健法上明確になっていない。



改正法による対応

○ 母子保健事業の実施に当たっては、当該事業が児童虐待の発生予防や早期発見に資するものであることに留意するよう、母子保健法において明確化する。